

フランチャイジー 各 位

令和2年4月10日
改定：令和2年4月16日

破産手続開始決定についてのご連絡

破産者株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村 藤明

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

株式会社 MJG（東京都新宿区西新宿二丁目1番1号、新宿三井ビルディング36F 代表者代表取締役 木崎優太。以下「破産者」といいます。）は、令和2年4月10日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（事件番号：令和2年（フ）第2495号）、破産管財人として当職が選任されました。

当職からは、フランチャイジーの皆様に対し、フランチャイズ契約、店舗運営委託契約並びに保険請求代行契約解除及び店舗の建物にかかる賃貸借契約の終了に関するご通知（以下「解除通知書」といいます。）をお送りしており、破産者とフランチャイジーの皆様との間の契約関係は終了いたしました。

解除通知書でもご連絡しましたとおり、破産者の営む事業の一部については株式会社 **aprecio**（以下、「**aprecio**」といいます。同社は、株式会社 **MCJ**（東証2部上場。埼玉県春日部市緑町六丁目14番53号）の子会社です。）に譲渡される予定ですが、**aprecio** との間で新たにフランチャイズ契約を締結するご意向を有するフランチャイジーの皆様に対しては、**aprecio** より別途新たなフランチャイズ契約（以下「**新 FC 契約**」といいます。）が提案される旨伺っております。この点、**新 FC 契約**におきましては、これまでのような **aprecio** によるフランチャイジーの皆様への加盟店の運営受託はなされませんので、フランチャイジー様ご自身で必要な従業員等を雇用いただき、また、店舗を賃借いただいた上で自ら店舗運営を行っていただく必要があるとのことですが、引き続き **MJG** の商標やノウハウをご利用いただくことが可能になります。**aprecio** との間での**新 FC 契約**の締結のご意向がある場合は、以下の管財人連絡先にご連絡ください。今般の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令に伴う影響で、お電話での対応が難しくなっております。何卒ご協力お願いいたします。

また、**新 FC 契約**を締結されない場合にも、必要な従業員等を雇用、又は **aprecio** 以外の第三者に運営委託し、店舗の賃貸人と協議のうえ、貴社にて、**MJG** の商標・ノウハウは使用せず、事業継続をする方法もごございます。なお、事業継続をされない場合に、店舗に所在する資産の譲渡先をご紹介できる可能性もごございます。その場合は別途改めてご連絡をいたしますが、譲渡を希望されない場合はご連絡を頂ければと存じます。

上記につきフランチャイジーの皆様への現時点のご意向を確認させていただきたく、解除通知書にご意向確認書を添付しておりますので、ご記入のうえ、令和2年4月22日までに当該書面記載の **FAX** 又はメールアドレス宛にご返送いただきますようお願い申し上げます。

【ご質問】

Q1 スポンサーの株式会社 **aprecio** はどのような会社でしょうか。

A1 株式会社 **MCJ**（東証2部上場。埼玉県春日部市緑町六丁目14番53号。）の子会社であり、インターネットカフェ、スポーツジムの運営を本業とする事業会社でございます。

会社の概要 会社名 : 株式会社 **aprecio**
資本金 : 70,000,000円
設立 : 昭和63年4月
事業概要 : インターネットカフェ、スポーツジムの運営

Q2 新 **FC** 契約はすべての **FC** 店舗にて締結が可能でしょうか。

A2 基本的にはご理解のとおりです。ただし、開業準備中の店舗については個別の状況を踏まえての判断になるものと **aprecio** より伺っています。

Q3 新 **FC** 契約を締結する場合、又は、フランチャイジーにて独自に運営を開始する場合、現在の店舗にかかる賃貸借契約はどうなるのでしょうか。

A3 **MJG** 社との原賃貸契約、転貸借契約はいずれも終了しております。したがって、フランチャイジー様にて賃貸人と直接交渉のうえ、新たに賃貸借契約を締結して頂くこととなります。新 **FC** 契約を締結する場合又はフランチャイジー様にて独自に運営を開始のご意向の場合には、物件の賃貸人に関する情報を別途提供致しますので、契約条件については、賃貸人と協議をお願い致します。なお、**MJG** 社が差し入れた敷金は、未払賃料その他の債務が控除されている場合があります。

Q4 新 **FC** 契約を締結する場合、元々 **MJG** 社が雇っていた従業員をフランチャイジーにて雇うことはできるのでしょうか。

A4 基本的にはご理解のとおりですが、**aprecio** と新たに雇用契約を締結する従業員もおりますのでご注意ください。

Q5 新 **FC** 契約を締結せず、独立を考えています。旧 **FC** 契約の競業避止義務は免除されるのでしょうか。

A5 **MJG** 社の破産管財人として免除させていただきます。ただし、今後、「**MJG**」や「**PIM** バランス」といった名称を使用することはできなくなりますので、速やかに変更ください。

Q6 新 FC 契約を締結せず独立して事業継続する場合について、これまで使用していた機材（トムソンベット・EMS 等）をそのまま使用して営業することは、可能でしょうか。

A6 機材をフランチャイジー様ご自身で購入又はリースして使用しているものについては、そのまま継続してご使用いただいて結構です。「MJG」や「PIM バランス」といった名称の使用を継続することはできません。

Q7 新 FC 契約を締結する場合、加盟保証金は返ってくるのでしょうか。また、別途保証金を支払う必要があるのでしょうか。

A7 MJG 社にお支払いただいた加盟保証金は破産債権ですので直ちに返還することはできず、MJG 社の破産手続において処理されることとなります。また、新 FC 契約を締結する場合には、あらためて **aprecio** に保証金をお支払いただく必要がございます。

Q8 店舗を開業してまだ間もないですが、支払った加盟金は返金はされないのでしょうか。

A8 加盟金は FC 契約上返還できないものと規定しておりますので、ご返金はできません。

Q9 新 FC 契約を締結せず、廃業を考えています。その場合に発生する義務はありますか。

A9 店舗の賃貸借契約に関する原状回復義務が発生いたします。店舗に保管されているカルテは FC オーナー様にて保管ください。引渡日・引渡方法については、別途連絡致します。

Q10 フランチャイジーが購入した店舗に置いてある資産についてはどのように扱えばよいのでしょうか。

A10 フランチャイジー様ご購入された資産の所有権はフランチャイジー様にごございますので、フランチャイジー様にて処分いただいて結構でございます。資産買取を希望する業者をご紹介できるケースもございます。

Q11 フランチャイジー向けの説明会はやらないのでしょうか。

A11 今般の COVID-19 感染拡大を懸念し、フランチャイジー様向けの説明会は差し控えさせていただきます。

(管財人へのお問合せ先)

(E-mail) MJG-info@amt-law.com

以上